

議題2 海上交通安全法等一部改正法の運用状況

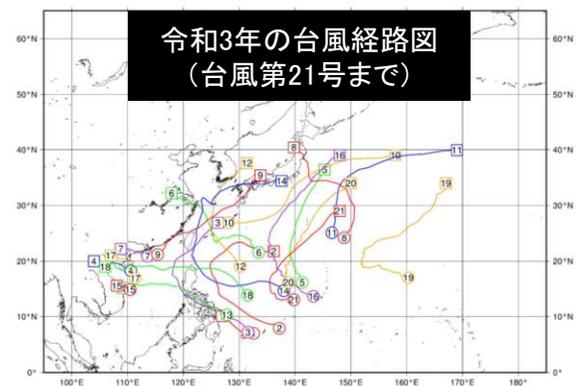
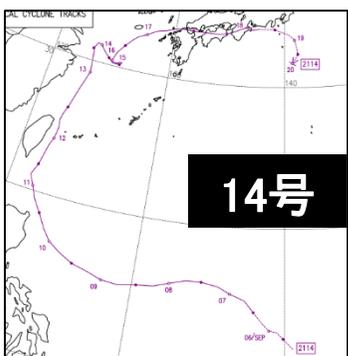
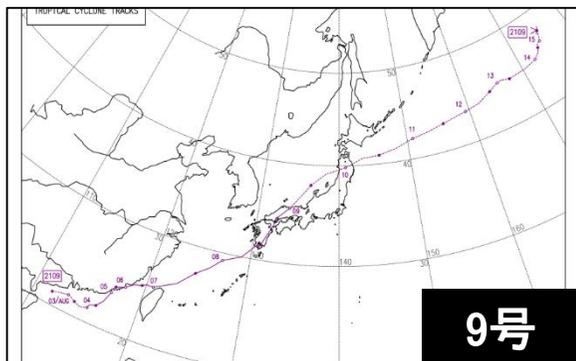
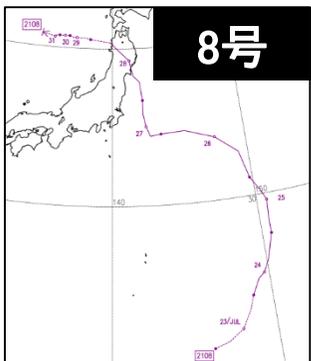
目次

| | |
|----------------------------|-----|
| (1)海上交通安全法及び港則法 | 1~2 |
| (2)航路標識法 | |
| ①バーチャルAIS航路標識の緊急表示制度 | 3 |
| ②工事施行命令制度等 | 4 |
| ③航路標識協力団体制度 | 5~8 |

(1)海上交通安全法及び港則法 ～台風が発生状況等～

台風の発生状況

令和3年は、台風が22個発生し、12個が日本に接近、その内3個が上陸



※経路図は気象庁HPから引用

主な対応

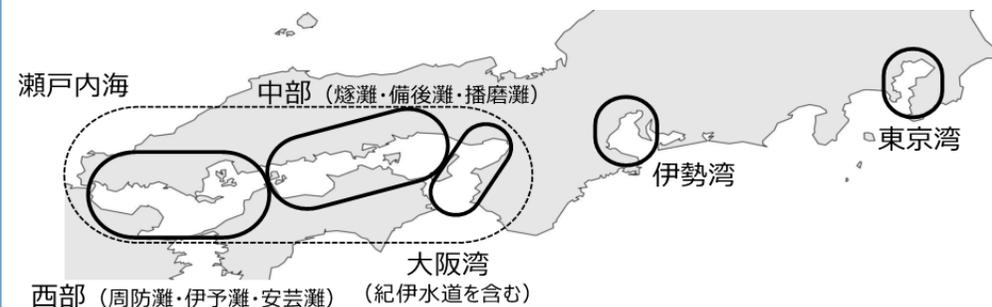
湾外避難・入湾回避の勧告・命令 発出なし

法定協議会

令和3年7月1日、海上交通安全法第35条第1項に基づき、勧告対象となる海域ごとに協議会を設置し、協議会ごとに勧告の運用ルールをあらかじめ協議・合意

【各協議会の名称及び対象とする海域】

- 東京湾台風等対策協議会
- 伊勢湾・三河湾台風等対策協議会
- 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
- 瀬戸内海中部台風等対策協議会
- 瀬戸内海西部台風等対策協議会



事故の発生状況(令和3年)

臨海部施設の周辺海域における走錨等に起因する事故の発生件数 0件

(参考資料) 各協議会における湾外避難・入湾回避勧告の運用ルール(概要)

| 運用ルール | 東京湾 | 伊勢湾・三河湾 | 大阪湾・紀伊水道 | 瀬戸内海中部 | 瀬戸内海西部 |
|---------------|--|---------|----------|--------|--------|
| 勧告の概要 | 【湾外避難】・十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない海域へ避難すること 【入湾回避】・入湾(入域)を回避すること | | | | |
| 対象船舶 | <ul style="list-style-type: none"> ・長さ160m以上の自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー ・長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船 ・総トン数5万トン以上の危険物船(液化ガス船を除く) ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船 ・積荷積載率(積荷積載量/載貨重量トン×100)が10%以下の船舶 | | | | |
| 対象外の船舶 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期航路を運航する内航船舶 ・航行区域が平水、沿海、限定近海の船舶 ・台風の影響の少ない海域で安全に避泊、避航(ちちゅう、低速航走等を含む。)することができる船舶 ・十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない海域へ避難することができる船舶 | | | | |
| 発出基準 | ・対象海域が台風の暴風域(最大風速40m/s以上)に入るおそれがある場合 | | | | |
| 発出時期 | 【湾外避難】・強風域が到達する2日程度前 【入湾回避】・強風域が到達する12時間前 | | | | |
| | ・強風域が到達する24時間前。 ただし、台風の規模等を考慮し、24時間より早めに発出することがある | | | | |

※本表は概略を示すものであり、実際の詳細な規定と一部異なる点があります。

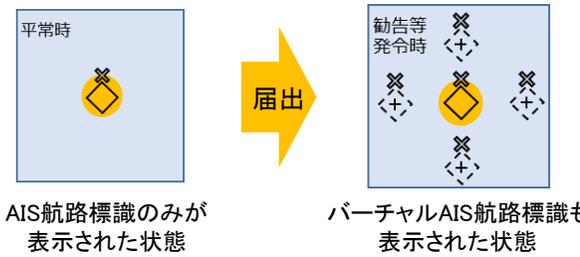
(2)①航路標識法 バーチャルAIS航路標識の緊急表示制度の運用

制度の概要

異常気象時等により視程の悪化が見込まれる場合、AIS信号所※¹から、重要施設等の周辺海域にバーチャルAIS航路標識※²を一時的に表示することにより、船舶の衝突事故の未然防止を図る。

- ※1 AIS信号所: AIS信号(船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。)の提供を行う電波標識をいう
- ※2 バーチャルAIS航路標識: 航路標識が実在しない位置に、あたかも航路標識が存在するようなシンボルマークを船舶の航海用レーダー画面上に表示させるもの

レーダー画面のイメージ(黄色の丸がシーバース)



AIS信号所(許可標識)の管理者による一時表示

管理者が緊急的にバーチャルAIS航路標識を一時表示。

異常気象時等にAIS信号所の管理者が船舶の事故防止対策に必要な措置を講ずる場合、緊急的にバーチャルAIS航路標識を一時表示することを可能とし、手続を事後の「届出」に緩和。

【管理者による一時表示の流れ】



海上保安庁による代行表示

海上保安庁が代行してバーチャルAIS航路標識を一時表示。

異常気象時等に施設管理者が船舶の事故防止対策に必要な措置を講ずる場合、海上保安庁に委託することにより、海上保安庁が代行してバーチャルAIS航路標識を一時表示。(委託者は海上保安庁に手数料を納付。)

【代行表示に係る手数料】

| | |
|-----|---------|
| 1か所 | 12,150円 |
| 2か所 | 14,850円 |
| 3か所 | 17,550円 |
| 4か所 | 20,250円 |

【代行業務の流れ】



※代行表示1回あたりの金額
 1か所: 12,150円
 2か所以上: 1か所増すごとに2,700円を加算

(2)②航路標識法 工事施行命令制度等の運用

◇工事施行命令制度及び原因者負担金制度

趣旨・目的

- 走錨や不注意等による船舶の接触事故により海上保安庁が管理する航路標識が損傷した場合、民法の不法行為として原因者に賠償を求めているところ、原因者が過失を認めない、負担額に異議があるなどにより交渉が難航し、復旧に長時間を要するケースがある。
- 航路標識の損害について、原因者に対して工事の施行を命ずる規定や、強制徴収手続を含む費用の負担を義務付けることにより、負担の衡平性を確保するとともに、迅速かつ確実な航路標識の復旧を図る必要がある。

制度の概要

(1) 工事施行命令制度

海上保安庁以外の者による工事により生じた航路標識の工事や事故等により生じた航路標識の損傷行為の復旧工事等の施行を原因者に命令する。

(2) 原因者負担金制度

海上保安庁以外の者による工事により生じた航路標識の工事や事故等により生じた航路標識の損傷行為の復旧工事等の施行に係る費用を原因者に負担させる。

運用

- 海上保安庁が管理する航路標識が損傷した場合、原因者に対して迅速な復旧を求め、必要な調整を図り、復旧の確約が得られない場合には、工事施行命令制度又は原因者負担金制度を適用する。

工事施行命令制度及び原因者負担金制度による復旧のイメージ



◇承認工事制度

趣旨・目的

- 災害や老朽化による航路標識の損傷等により、海上保安庁の管理業務の負担が増加。
- 民間団体等による海上保安庁が管理する航路標識に係る補修等の工事・維持を認めることで、海上保安庁が管理する航路標識の運営の能率化、船舶交通安全の確保を図る。

制度の概要

- 海上保安庁が管理する航路標識について、海上保安庁長官の承認を受けて、海上保安庁以外の者による工事又は維持の施行が可能となる。
- ごみ等の廃物除去や草刈り等については、小規模な維持行為として承認を要しない。

運用

- 民間団体等の工事・維持の申請に対し航路標識の告示事項、機能の支障の有無等の審査を適切に行い、承認する。

例) ○工事

灯台の錆落とし、塗装、灯台施設への安全手摺りの設置

○維持

敷地内にある竹木等の伐採、倒木や流入土砂の除去

承認制度のイメージ



塗装前



塗装後

灯台の塗装



除去前



除去後

巡回路 流入土砂撤去

(2)③航路標識法 航路標識協力団体制度の運用①

趣旨・目的

- これまでにも、ボランティアによる灯台敷地の清掃・植栽等や、自治体・公益団体等による灯台一般公開などの活動が多数実施
- 灯台を活用した賑わいの創出や良好な景観の形成などを通じて地域の価値魅力の向上を図ることの重要性が高まる中、地域・民間団体による灯台を活用した地域おこし、観光、イベントなどのニーズも拡大

➡ 航路標識及び周辺環境を利活用する民間団体と連携して、地域の実情に応じた航路標識の管理の一層の充実を図る目的で航路標識法を改正し「**航路標識協力団体制度**」を創設。令和3年11月1日から施行。

制度の概要

- 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識について次の業務を適切に行うことができると認められる団体(非営利法人、営利法人、地域の協議会、地縁団体等を想定)を、その申請により、「航路標識協力団体」として指定することができる
- 航路標識協力団体が行う業務
 - ①航路標識に関する工事又は維持 …(例)灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈、簡易な点検など
 - ②航路標識の管理に関する情報・資料の収集・提供 …(例)灯台に関する歴史的資料の収集、保管など
 - ③航路標識の管理に関する調査研究 …(例)灯台の歴史調査、構造調査など
 - ④航路標識に管理に関する知識の普及啓発 …(例)灯台の一般公開 歴史的資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催など
 - ⑤上記の附帯事務 …(例)記念品の販売など

業務のイメージ



(2)③航路標識法 航路標識協力団体制度の運用②

運用基準の策定に向けた検討会の設置等

制度の運用開始に先立ち、学識経験者等による、『航路標識協力団体制度に関する検討会』を計2回開催し、申請資格や申請方法等の運用基準に係る議論を経て、運用基準を策定するとともに、関係団体等に対する周知活動を実施。

審査委員会による評価

指定にあたり、申請資格への適合、活動計画や収益活動の内容が基準を満たしていることを審査する必要があることから、公平中立な立場にある有識者による『航路標識協力団体審査委員会』を設置し、協力団体指定の妥当性等について客観的な評価を行う。

協力団体指定までのスケジュール



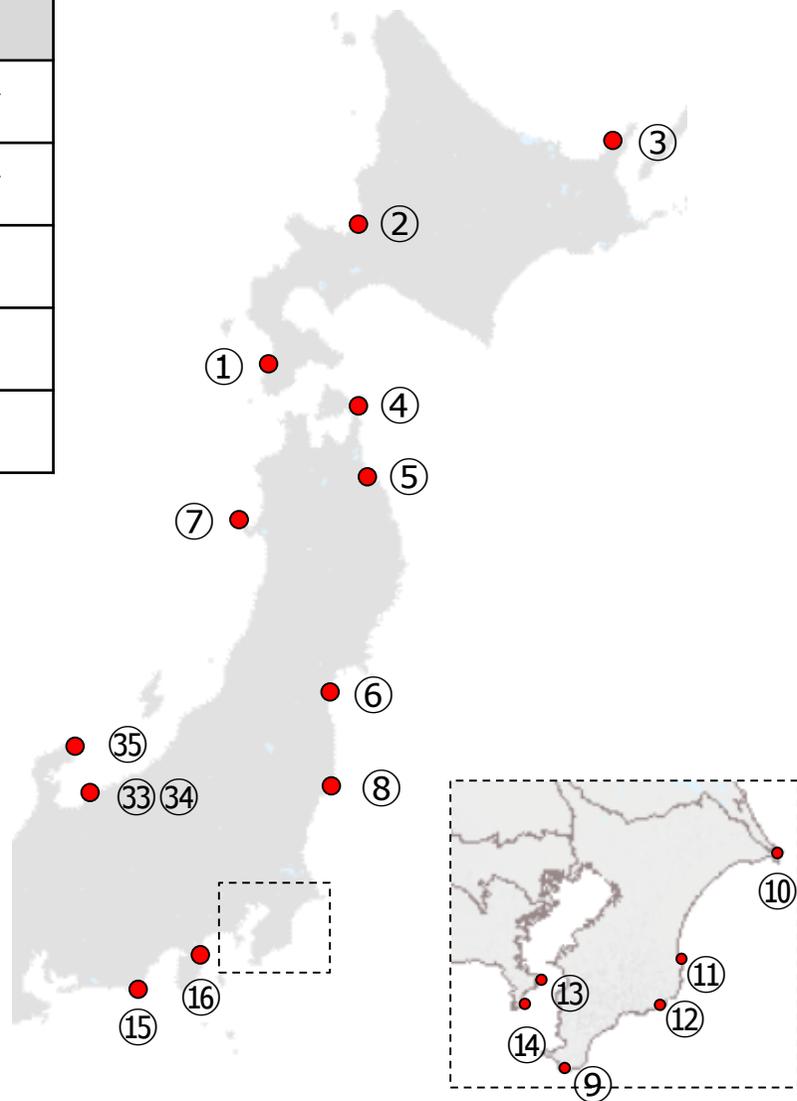
R4年度の取組予定

航路標識の管理体制の充実や地域の活性化に資するため、航路標識協力団体制度の周知に努めるとともに、指定した協力団体への指導、助言等を適時適切に行う。

(2)③航路標識協力団体の申請状況(1/2)

申請数:40件 (標識数:36、申請者数:23) ○団体指定

| 番号 | 標識名 | 所在地 | 番号 | 標識名 | 所在地 |
|----|------------------|----------|----|-----------------|---------|
| ① | かもめしま 鷗島灯台 | 北海道江差町 | ⑭ | つるぎさき 劔埼灯台 | 神奈川県三浦市 |
| ② | いしかり 石狩灯台 | 北海道石狩市 | ⑮ | おまえさき 御前埼灯台 | 静岡県御前崎市 |
| ③ | うとろ 宇登呂灯台 | 北海道斜里町 | ⑯ | はつしま 初島灯台 | 静岡県熱海市 |
| ④ | しりやさき 尻屋埼灯台 | 青森県東通村 | ⑳ | いくぢはな 生地鼻灯台 | 富山県黒部市 |
| ⑤ | さめかど 鮫角灯台 | 青森県八戸市 | ㉑ | ろっこうさき 禄剛埼灯台 | 石川県珠洲市 |
| ⑥ | はなぶち 花淵灯台 | 宮城県七ヶ浜町 | | | |
| ⑦ | にゅうどうさき 入道埼灯台 | 秋田県男鹿市 | | | |
| ⑧ | しおやさき 塩屋埼灯台 | 福島県いわき市 | | | |
| ⑨ | のじまさき 野島埼灯台 | 千葉県南房総市 | | | |
| ⑩ | いぬぼうさき 犬吠埼灯台 | 千葉県銚子市 | | | |
| ⑪ | たいとうさき 太東埼灯台 | 千葉県いすみ市 | | | |
| ⑫ | かつうら 勝浦灯台 | 千葉県勝浦市 | | | |
| ⑬ | かんのんさき 観音埼灯台 | 神奈川県横須賀市 | | | |



(2)③航路標識協力団体の申請状況(2/2)

申請数:40件 (標識数:36、申請者数:23) ○団体指定

| 番号 | 標識名 | 所在地 | 番号 | 標識名 | 所在地 |
|----|-------------------------|----------|----|-----------------|-----------|
| 17 | のまさき 野間埼灯台 | 愛知県美浜町 | 36 | くらさき 鞍埼灯台 | 宮崎県日南市 |
| 18 | あおりさき 安乗埼灯台 | 三重県志摩市 | 37 | といみさき 都井岬灯台 | 宮崎県串間市 |
| 20 | だいおうさき 大王埼灯台 | 三重県志摩市 | 38 | ぼうのみさき 坊ノ岬灯台 | 鹿児島県南さつま市 |
| 22 | かしのさき 檜野埼灯台 | 和歌山県串本町 | 39 | ざんばみさき 残波岬灯台 | 沖縄県読谷村 |
| 23 | しおのみさき 潮岬灯台 | 和歌山県串本町 | 40 | へんなさき 平安名埼灯台 | 沖縄県宮古島市 |
| 24 | きいひのみさき 紀伊日ノ御埼灯台 | 和歌山県日高町 | | | |
| 25 | なかのはな 中ノ鼻灯台 | 広島県大崎上島町 | | | |
| 26 | たかまつこうたかも 高松港玉藻防波堤灯台 | 香川県高松市 | | | |
| 27 | つしま 角島灯台 | 山口県下関市 | | | |
| 28 | せきさき 関埼灯台 | 大分県大分市 | | | |
| 29 | みずのこしま 水ノ子島灯台 | 大分県佐伯市 | | | |
| 30 | つるみさき 鶴御埼灯台 | 大分県佐伯市 | | | |
| 31 | いづもひのみさき 出雲日御埼灯台 | 島根県出雲市 | | | |
| 32 | | | | | |

